

## 令和元年度 健康づくり支援課における食育関連事業の概要

千葉県では、急速に高齢化が進んでおり、生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指していく必要があります。そのためには、生活習慣の改善、とりわけ食生活の改善が重要である。

平成27年県民健康・栄養調査の結果では、20歳代の朝食欠食率が高く、野菜摂取量は、20～64歳で「健康ちば21」で定めた目標量より少ないこと、また20～50歳代男性の肥満者の割合は3割を超え、「健康ちば21」で定めた目標に達していないことが分かった。

当課では、これらの課題を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりと、地域で食生活改善活動を展開するボランティア団体等の人材育成に焦点を当て、適切な食習慣等について普及啓発を行うことにより、生活習慣病を予防し生涯を通じた健康づくりを推進する。

### 1 子どもから高齢者まで各世代に応じた食育の推進

#### (1) ライフステージに応じた健康づくり推進事業

##### ○中食を通じた健康づくり提案事業

壮年期世代の「減塩」「肥満予防」の対策を推進するため、バランスの良い食事に関する知識の普及、適切な食習慣が実践できる環境の整備を、企業と連携して推進。

実施店舗：ニッケコルトンプラザ市川・

株式会社ダイエーいちかわコルトンプラザ店

##### ○ショッピングモール等商業施設を活用した普及啓発の取組

子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象に、朝食や野菜摂取の促進に関する普及啓発を実施。

実施店舗：イオンタウン館山（がん予防展と同時実施）

#### (2) 特定給食施設を通じた食育の推進

千葉県域には2,120の給食施設があり、働く人への食事を提供する事業所をはじめ、乳幼児や学童の今後の食習慣形成に係る児童福祉施設や学校、給食が療養生活のQOLに大きな影響を及ぼす病院や介護老人保健施設、生活の場としての社会福祉施設等において、施設の特性に応じた多種多様な内容の給食が提供されている。これらの給食施設に対し、適切な栄養管理及び食育の取組が行われるよう助言・指導を実施する。特に、栄養士が配置されていない給食施設（456施設）の指導を強化している。

※給食施設…特定かつ多数の者に対し継続的に食事を供給する施設

### 2 ちばの食育の推進体制の強化

#### (1) 食育を進める人材の確保

##### ○地域における健康づくり推進事業

地域における健康・栄養課題について、給食施設や飲食店等の関係者を対象に、望ましい生活習慣の周知や食環境整備に向けた研修会等を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。

○特定給食施設従事者に対する人材育成

研修会等により、給食に携わる管理者・従事者の資質の向上と給食施設間のネットワークづくりに努める。

○食生活改善推進員研修事業【千葉県食生活改善協議会に委託】

各市町村で活動している食生活改善推進員の資質向上のため、推進員活動の意義、千葉県の食と栄養面における現状と課題、調理技術等の研修を実施。これにより、地域における健康づくり活動と公衆衛生行政を効果的に推進する。

○「調理師による県民の食生活の向上に関する条例」事業

【(一社)千葉県調理師会に委託】

飲食店等において調理業務に従事している調理師を対象に、資質向上のための講習会を実施。(県条例第5条に基づく講習会)

○千葉県栄養改善大会・千葉県調理師大会等における各種表彰

栄養改善及び調理技術の向上や人材育成等に寄与した者や団体、施設に対して表彰を行う。

(2) 多様な関係者の連携強化

○健康ちば協力店推進事業

食環境へのアプローチとして、メニューの栄養成分表示、健康・栄養情報等の提供、ヘルシーオーダーへの対応や、たばこ対策などに取り組む飲食店を「健康ちば協力店」として登録し、県民自らの健康づくりの支援を図る。

○飲食店等における栄養成分表示強化推進事業

外食時にもエネルギーや食塩相当量の栄養成分表示があることは、健康的に食事を選択する上で役立つ情報となるが、栄養成分を表示している店舗は少ない。そこで、飲食店関係者等を構成員とした協議会を開催し、飲食店等が自ら栄養成分表示を行うことができる方法を検討することで、飲食店等が適切に栄養成分表示を行い、県民が健康に配慮した食事を選択できる環境づくりを推進する。

(3) 地域における取組の強化

○食と健康推進講習会補助事業【実施主体：(一社)千葉県調理師会】

県民を対象として、県産食材を使用し健康に配慮した食事づくりの講習会を開催する。

(4) 食に関する情報の提供

○保健機能食品及び健康食品等の表示に関する指導

地域住民が自らの健康を考えた食品や外食料理等を選択できるよう、関連企業・食品営業者等に対して保健機能食品の指導及び食品表示基準等の周知を図るとともに、関連機関・団体とも連携し、普及啓発に努める。